

【研究ノート】

18 世紀前半のフランスにおけるギルドと王権の経済政策

——リヨン絹織物業ギルドの規約改定をめぐる国家の積極的介入について

千葉大学大学院社会文化科学研究科日本研究専攻

鹿住 大助

1 はじめに

本稿は 18 世紀前半のリヨン絹織物業のギルド規約改定を事例に、王権による政策と同業者ギルドとの関係を分析するものである。はじめに、分析対象を説明するにあたり、先行研究を整理し、本稿の課題を提示したい。

1-1 コルベルティスムと国家による積極的介入

本稿が対象とする時期は 17 世紀後半のコルベール期から 1740 年代までである。17 世紀後半、コルベールが採用した経済政策は「コルベルティスム」の名によって知られており、比較経済史研究では、国内資本の本源적蓄積を政策的に促進する重商主義段階として研究史の蓄積がなされてきた¹。かつての

¹ このような観点が示されている研究として、大塚久雄・高橋幸八郎・松田智雄編著『西洋経済史講座 I～IV』岩波書店、1960 年、がある。特にフランスのコルベルティスムないし重商主義に関する研究としては、吉田静一「15 フランス重商主義：コルベルティスム、重農主義との関連において」『西洋経済史講座 II』がある。また、吉田静一『フランス重商主義論』未来社、1962 年、も参照。吉田氏はフランスにおける「固有の重商主義」をフランス革命以降の保護主義に求めている。本稿では重商主義解釈について立ち入った議論をおこなわないが、このような解釈をめぐっては「あまりにも演繹的であり、18 世紀のイギリスとフランスの経済発展を、ほとんど同一のレベルでみる傾向が強まっている近年の実証的経済史研究の動きからすれば、ほとんど支持できないであろう」と批判されている。川北稔責任編集『歴史学事典第 3 巻 交換と消費』弘文堂、1994 年、「重商主義」の項目（川北稔著）を参照、p. 360. また、深沢克己氏は近年の重商主義研究が明らかにする時代的文脈を、①貨幣重視と貿易差額論の思想が現実的で実践的であったこと、② 17 世紀の長期的不況

比較経済史の視点が資本主義の発展段階を一国単位で分析して比較検討したのに対し、この時代を資本主義世界システムにおける中核諸国家の再編期ととらえる I. ウォーラーステインは、コルベールの重商主義政策をイギリスやオランダとの対抗関係の中で実行された政策として理解する²。この指摘はアンシャン・レジーム期フランス経済の諸特徴を理解するために重要である。

服部春彦氏は E. ラブルースの経済的旧体制論を引用しながら、アンシャン・レジーム下の経済体制の特徴を以下の四点にまとめている³。第一に、アンシャン・レジームの経済においては、諸セクターのうち主穀類に生産の主力がおかれた農業経済が優越的であった。第二に、交通網が未発達で輸送手段が不足しており、結果として凶作時には農産物市場においてはげしい価格変動が生じていた。第三には、工業経済においては、繊維工業を筆頭とする消費財工業が支配的比重を占めていた点があげられる。そして、第四の特徴として指摘されるのが経済活動にたいする国家の積極的介入（エタティスム）である。

この国家の積極的介入を示す政策は、17 世紀前半のリシュリュー期にはじまり、世紀後半のコルベール期に本格化した国家主導による工業、貿易の振興策である。当時のフランスが国家主導の政策を実行しなければならなかった背景として、服部氏は「フランスは、十七、十八世紀をつうじて形成期資本主義的世界体制内部でイギリス、オランダとともに中核国家の地位を占めていたが、国内工業生産の発展度の点でも国際貿易への進出の点でも英・蘭両国にたいするフランスの立ち遅れは明白であった」ことを指摘する⁴。すなわち、資本主義世界システムにおいて、工業生産・国際貿易部門で優越するイギリス、オラ

² I. ウォーラーステイン、川北稔訳『近代世界システム 1600～1750: 重商主義と「ヨーロッパ世界経済」の凝集』名古屋大学出版会、1993 年、pp. 92-158.

³ 服部春彦「第一章 アンシャン・レジームの経済と社会」柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編『世界歴史大系 フランス史 2: 16 世紀～19 世紀なかば』山川出版社、1996 年、pp. 18-21.

ンダに対抗するために、コルベルティスムに代表される国家の積極的介入政策が実行されたのである。

それでは、この国家の積極的介入は、具体的にどのような政策となってあらわれたのか。ひきつづき服部氏の議論を引用すると、特にコルベル期の政策として以下の三点が指摘される⁵。第一に、国内市場の保護を目的とした工業製品（特に毛織物）に対する輸入関税の大幅な引き上げがなされた。第二に、高率関税によって国内市場を保護するだけでなく、造船業を奨励し、東・西インド会社や北方会社などの特権貿易会社を創設して植民地貿易やバルト海貿易に乗りだし、国際貿易への積極的進出を試みた。そして第三に、国内工業の育成を目的とする諸政策がある。

国内工業育成政策の基軸は、毛織物を筆頭に、奢侈品や軍需関連部門における特権マニュファクチュアの設立にある。つまり、国家の資金援助と独占付与による特権企業の設立をつうじて、国内の工業生産拡大がはかられたのである。特権マニュファクチュア制とともに実行にうつされたのが、産業規制の再編強化政策だった。コルベルは都市ギルドの規約を諸工業の従事者たちに遵守させることで、製品の品質向上と規格統一を押し進めようとし、1673年には王国内の全手工業を宣誓ギルド化しようと試みた⁶。諸手工業の宣誓ギルド化の試みは既に16世紀から何度もおこなわれてきたが、コルベルにいたっても

⁴ 服部春彦「アンシャン・レジームの社会と経済」、p. 20. 服部氏は、コルベルが経済政策の指導をはじめた1660年代には、フランスの工業と貿易の多くのセクターが深刻な不況のただなかにあり、コルベルティスムはこのような経済危機への対応策という性格を持っていたことも指摘している。同上論文、p. 42.

⁵ 服部春彦「アンシャン・レジームの社会と経済」、pp. 42-45.

⁶ アンシャン・レジームの手工業者の団体は制度的に以下の三つに区分される。国王から特許状を与えられた「宣誓ギルド (métier juré ないし jurande)」、領主や市政体から認可を受けた「規制ギルド (métier réglé)」、何の特権・認可も保有しない「自由職業 (métier libre)」である。宣誓ギルドは特にパリにおいて多く見られ、王権によって与えられた規約を保有し、その遵守を宣誓した者からなるため「宣誓ギルド」の名で呼ばれる。Lucien Bély, *Dictionnaire de l'ancien régime*, Presse Universitaire de France, 1996, pp. 339-342.

その政策の実効はとぼしく、宣誓ギルド化は失敗に終わったと評価される⁷。

しかし、本稿の分析対象とするリヨン絹織物業ギルドについては、以上のようなコルベールの経済政策に対する評価とは多少異なる評価が下されている。すなわち、コルベールによって再編強化されたギルド規制が 18 世紀末まで残存したという評価である。

1-2 リヨン絹織物業のギルド規制について

1667 年、全手工業の宣誓ギルド化の試みよりも以前に、コルベールはリヨン絹織物業ギルドに対し全 67 箇条からなる規約を定めた。同規約の内容については後段で詳述するが、規約に示されるギルド規制政策と一連の反応が 18 世紀のリヨン絹織物業の歴史を表すものとして検討対象になってきた。

17 世紀末から 18 世紀後半までのリヨン絹織物業は、織機台数や織工数が増加して工業が発展した時代であり、フランス全体でも絹織物の輸入から輸出へと転じた好況期である⁸。リヨンの絹織物業はフランス王国の絹織物生産をほとんど独占的に担っていた⁹。王権にとっては国内工業の優良部門を維持発展するために積極的に介入すべき対象と認識されていたであろうことは想像に難くない。国家による介入がギルド規制の再編となって現れたことはコルベールティズムの特徴であったが、リヨンの絹織物業ギルドの場合、この規制再編はギルド規約の改定という形をとって 17 世紀後半から 18 世紀前半を通じて繰り返し行われたのである。したがって、アンシャン・レジームの国家による積

⁷ 服部春彦「アンシャン・レジームの社会と経済」、p. 43.

⁸ リヨン絹織物業の生産高や輸出量の推移については以下の文献を参照。Ernest Pariset, *Les industries de la soie: sériciculture, filature, moulinage, tissage, teinture histoire et statistique*, Imprimerie Pitrat Ainé, 1890; Louis Gueneau, *Lyon et le commerce de la soie*, L. Bascou, 1923, réimpression, Burt Franklin 1973; Pierre Clerget, *Les industries de la soie en France*, Librairie Armand Colin 1925; 松原建彦『フランス近代絹工業史論』見洋書房、2003 年。

⁹ Justin Godart, *L'ouvrier en soie: Monographie du tisseur Lyonnais, Étude historique, économique et social*, Bernoux et Cumin, 1899, réimpression, Slatkine 1976, pp. 2-5.

極的介入を論じるには、コルベールの経済政策のみを検討するだけではなく、より長期的な時間軸を設定する必要がある。また、国家による介入の方法がどのようなものであり、結果としてリヨン絹織物業にどのような影響を与えたかを具体的に実証することが重要である。

18世紀のリヨン絹織物業に関する先行研究では、ギルド規制に関してふたつの点が指摘されている。第一に、アンシャン・レジーム期のリヨン絹織物業の研究として最もよく参照されるJ. ゴダールの研究では、17世紀はリヨンの自律性が失われていく時代とされる¹⁰。17世紀後半に絹織物業ギルドに対して与えられた「コルベールの規約は、諸工業の統一と中央集権化というコルベールの壮大な事業の一部」¹¹をなすものであり、王国の経済・政治秩序の中にリヨンの絹織物業ギルドが組み込まれていくことを意味していた。第二に、コルベールの規約以降、18世紀のリヨン絹織物業は、商取引をおこなう「親方商人 *maître marchand*」と商人からの発注を受けて織布作業をおこなう「親方労働者 *maître ouvrier*」とに社会階層が分化し、ギルドにおける前者の優位が確立されていく時代であった¹²。親方商人はギルドの役職を専有してギルドを支配すると同時に、ギルド規制を利用して生産者たる親方労働者に対する問屋制的支配の基礎を固めていったのである¹³。このような社会的変化は18世紀のギルド規制下で起こり、1830年代の絹織物工蜂起を準備する過程としても理解されている¹⁴。

つまり、リヨンの絹織物業においては、コルベールによって再編強化された

¹⁰ Justin Godart, *L'ouvrier en soie*, pp. 80-81.

¹¹ Justin Godart, *L'ouvrier en soie*, p. 83.

¹² Justin Godart, *L'ouvrier en soie*, pp. 77-93.

¹³ 荻田保之「7 問屋制度とマニュファクチャーの絡み合い：とくにフランス絶対王政におけるリヨンの場合」『西洋経済史講座Ⅱ』、1960年、p. 198.

¹⁴ 以下の文献を参照。Fernand Rude, *Les révoltes des canuts 1831-1834*, Maspero, 1982, réimpression, La Découverte, 2001; Robert J. Bezucha, *The Lyon Uprising of 1834: Social and Political Conflict in the Early July Monarchy*, Harvard University Press, 1974.

ギルド規制が 18 世紀を通じて適用され、19 世紀の絹職工蜂起につながる社会的影響を与えた、ということになる。また、菅田保之氏はリヨンの絹織物業ではマニュファクチャー形成が停滞したことを分析しながら「問屋制商業資本の支配とギルドの諸規制が一しだいに弱体化しつつあったとはいえ—なお根強く残存した」ことを指摘する¹⁵。

しかし、ギルド規制の「残存」とは、果たして同時代の絹織物業ギルドの実態を言い表している表現なのだろうか。実際には、先述のとおり、1667 年に定められたコルベールの規約は、17 世紀末から 18 世紀前半にかけて繰り返し改定され、内容に変更が加えられたのである。このことを考慮すれば、規約改定の内容を精緻に検討し、「残存」の内容を検討しなければならない。

1-3 本稿の課題

そこで、本稿の課題を設定したい。

第一に、コルベールの規約制定以降の改定内容を具体的に示し、分析を加える。この作業を通じて、ギルド規約にどのような変更があったのかを明らかにすることで、「ギルド規制の残存」という評価に対する修正を試みる。また、規約改定期にあたる 18 世紀前半における王権の経済政策の一端が、いかなる意図を持って実行されていたのかを、リヨン絹織物業という個別事例を対象に論じたい。

第二に、規約改定の理由や背景を王権の政策とギルドとの関係として把握する。これによって、積極的介入を特徴とするアンシャン・レژیーム国家の経済政策が、実際にどのような手続きと政策決定の過程を経て実行にうつされたのかを具体的に論じることができると考える。

以上を議論することで、18 世紀前半のリヨン絹織物業ギルドという個別事例に基づき、アンシャン・レژیーム期における国家の積極的介入政策に対する

¹⁵ 菅田保之「問屋制度とマニュファクチャーの絡み合い」、p. 203.

評価を試みたい。もちろん、個別事例の実証に基づいた分析であるため、限定的な評価にとどまることは否めない。しかし、アンシャン・レージュム期フランスにおいて重要な輸出産業である絹織物業に、王権がどのように介入しようとしていたのかを明らかにすることは、経済政策における国家の基本的姿勢を把握するために役立つと考える。

この課題を検討するために、本稿は以下のように構成される。第一に、コルベールによって定められた規約に対して17世紀末から18世紀前半におこなわれた改定の具体的内容を「2 コルベールの規約とその改定」で論じる。第二に、規約改定の背景と王権－ギルドの関係を「3 ギルド規約改定の背景と政策決定過程」で論じる。特に、ギルドの親方商人と親方労働者の区分に関する規約がいかなる背景から変更されるに至ったのか、その過程でそれぞれの勢力がどのように主張の正当性を訴えたのかを分析する。この分析を通じて、アンシャン・レージュムの秩序における各勢力の位置を把握し、王権－ギルド関係の整理を試みたい。

なお、本稿で史料として主に用いるのは、リヨン絹織物業ギルドに対する規約やその改定を定めた王令、およびギルド親方による請願書である。これら史料はリヨン市文書館 (Archives Municipales de Lyon、以下 A.M.L. と略) 所蔵の手稿および印刷文書、フランス国立図書館 (Bibliothèque Nationale de France、以下 B.N.F. と略) 所蔵の印刷文書である¹⁶。なお、以上の史料を本文中で引用したり、注記で史料名を表記する場合、原語の綴りは現代フランス語の綴りに改めず、史料に記されたまま用いる。

2 コルベールの規約とその改定

リヨンに絹織物業者の団体が設立されたのは16世紀半ばのことである¹⁷。

¹⁶ リヨンの絹織物業ギルド規約は印刷して各親方に販売・配布し、保管されることが義務づけられていた。なお、規約の販売益はギルドの収入として会計報告に計上された。

1554 年、アンリ 2 世によって絹織物業者の団体の規約が制定されたが、全体で 21 条からなる簡素なものであり、徒弟制度や職人制度、経営規模（織機数や雇用徒弟数）に関する規定はなかった¹⁸。その後、徒弟制度や職人制度に関する条項も付け加えられたが、体系的なギルド規制となったのは 1667 年のコルベールの規約以降のことである¹⁹。ここでは、はじめにコルベールの規約の内容を把握し、それが 18 世紀前半にどのような改定を経ていったのかを確認したい。

2-1 コルベールの規約の内容

ここまでコルベールの規約と呼んできたものの正式名称は、Reglemens et statuts concernant le commerce, art et fabrique des draps, or, argent et soye, et autres etoffes mélangées, qui se font dans la ville de Lyon et faux-bourgs d'icelle, et dans tous le país de Lyonnois, tirez des anciens reglemens, augmentez, diminuez, ou corrigez, pour être observez à l'advenir sous le bon plaisir de sa Majesté, et de Justice, et proposez par les maistres dudit art, soussignez である²⁰。直訳すれば「今後は国王陛下と司法官のご意

志の下で遵守されるために、先の規約を継承し、追加、削除、修正され、また¹⁷ 15 世紀から小規模な織布は開始されていたようであるが、王権によって団体が制度化されたのは 16 世紀になってからのことである。リヨンにおける絹織物生産の開始、王権による団体の設立については、Justin Godart, *L'ouvrier en soie*, pp. 2-27; Ernest Pariset *Les industries de la soie*, pp. 335-340 を参照。

¹⁸ Justin Godart, *L'ouvrier en soie*, p. 84、および譽田保之「アンシャン・レジーム末期におけるリヨン絹織物工業の存在形態」『北九州大学商学部紀要』、1959 年、pp. 82-83 を参照。

¹⁹ 徒弟・職人制度の条項が付け加えられたのは 1596 年の規約（全 23 条）である。Justin Godart, *L'ouvrier en soie*, p. 84.

²⁰ 原文まま。コルベールの規約は 1720 年に印刷された以下の史料から引用した。A.M.L., 1 C 4301, “Reglemens et statuts, concernants le commerce, art & fabrique des draps d'or, d'argent & de soye, & autres etoffes mélangées, qui se font dans la ville de Lyon & faux-bourgs d'icelle, & dans tout le país de Lyonnois. Augmenté de tous les arrests, lettres patentes & ordonnances servans de reglemens, qui ont été rendus depuis les années 1667 jusques en 1718”。

以下の技芸の諸親方に提示され、署名された、リヨン市とその郊外地区および全リヨネ地方において製作される金襴、銀襴、緞子、その他の混紡織物の商業と技芸、製作に関する規制と規約」となる。この長い題目が示すとおり、ギルド規制の対象となるのはリヨン市およびリヨネ地方で絹織物の販売・織布に携わる親方である。またこの規約はリヨンの商人頭 *Prévôt des marchands* (市長職に当たる) と市参事会員 *Échevins* による承認、国务会議 *Conseil d'État*、リヨン・セネシャル裁判所での登録を経て施行されたものである。規約は王権によってギルドに直接公布されたのではなく、さまざまな権力機関による承認手続きを経てはじめて効力をもったのである²¹。

規約は全 67 箇条からなり、以下の 4 つに分類することができる²²。第一に、ギルドの祝祭日や宗教行事の運営に関する規則が存在する。同職者の団体のほとんどが自らの守護聖人を祀り、相互扶助をおこなうコンフレリとしての側面をもっていたように²³、リヨンの絹織物業ギルドは聖母マリアを守護聖人と定めている。規約では聖母マリアの祝祭日にミサをおこなうことや、親方やその妻の葬儀をギルドが執りおこなうことなどが定められている²⁴。

第二に、ギルドの運営に関する条項が存在する²⁵。ギルドの運営をつかさど

²¹ この形式は後に変化することになる。例えば、リヨン・セネシャル裁判所に代わってパリ高等法院（リヨンはパリ高等法院管区に属する）による王令の登録へと変更された。ギルドとアンシャン・レジームの諸権力間の関係については稿を改めて論じたい。

²² コルベールの規約の概要については、鹿住大助「18世紀前半におけるリヨン絹織物工業ギルドの秩序と社会の変容」小沢弘明編『近代ヨーロッパにおける社会関係とその変容 人文社会科学研究所 研究プロジェクト成果報告書 第138集』千葉大学大学院人文社会科学研究所、2007年、pp. 32-37も参照。

²³ 中世からフランス革命までのギルドを論じたものとして以下の文献を参照。Etienne Martin Saint-Léon, *Histoire des corporations de métiers*, Felix Alcan, 1922, réimpression, Arno Press, 1975; François Olivier-Martin, *L'organisation corporative de la France d'Ancien Régime*, Sirey, 1938; Emile Coornaert, *Les corporations en France avant 1789*, Les Éditions Ouvrières, 1968; Steven L. Kaplan, *La fin des corporations*, Fayard, 2001.

²⁴ A.M.L., 1 C 4301, *Règlements et statuts 1667*, article I à V.

²⁵ A.M.L., 1 C 4301, *Règlements et statuts 1667*, article VI à XII.

るのは取締役親方 *maître garde* と呼ばれる 6 名の役員である。取締役親方の任期は 2 年間であり、毎年 3 名が入れ替わる。この新たに任命される 3 名の取締役親方のうち、2 名はリヨン市の商人頭と市参事会員たちによって指名される。残りの 1 名は、商人頭と市参事会員によって、親方全員の名簿の中から、かつてギルドの役職に就いていたか共同体にとって重要な人物とみなされた 30 名の親方が選ばれ、彼らによって選出されることになっていた。取締役親方はギルドの行事や集会を主催するだけでなく、規約が遵守されているかどうかを監視するために、親方の家や仕事場、店舗に対する視察をおこなう権限を有している。また、徒弟や職人、親方の登録に際しては、取締役親方がその承認に立ち会って登録費の一部を受け取ることができた。さらに、リヨン産の絹織物を証明するための証印費用の半額を受け取ることもできた。

第三に、ギルド構成員の身分に関する規定がある²⁶。一般的なギルドと同じく、絹織物業ギルドもまた親方 (*maître*)、職人 (*compagnon*)、徒弟 (*apprenti*) の三つの身分によって構成されている。ただし、ギルドの正規の構成員とされるのは親方のみであり、職人・徒弟は将来親方となるべく修行を積む者として親方に従属する。親方になるためには徒弟・職人としてそれぞれ 5 年間、合計 10 年間で勤め、試験に合格し、登録費用を納めなければならなかった²⁷。これら身分の他に、親方の家族に関する取り決めがある。ここで家族に含まれるのは親方の妻と子供（娘と息子）である。彼らは親方の家族であると同時に、親方が経営する仕事場や店舗の労働力でもあった。また、家族には親方の後継者としての権利が認められていた²⁸。

第四に、絹織物の製法や品質、商品の取引に関する条項が存在する²⁹。以下

²⁶ A.M.L., 1 C 4301, *Reglemens et statuts* 1667, article XXVII à XL.

²⁷ 徒弟・職人身分に関する規定の詳細については、鹿住大助「18 世紀前半におけるリヨン絹織物工業ギルドの秩序と社会の変容」、pp. 35-36 を参照。

²⁸ 鹿住大助「18 世紀前半におけるリヨン絹織物工業ギルドの秩序と社会の変容」、p. 36 参照。

²⁹ A.M.L., 1 C 4301, *Reglemens et statuts* 1667, article XIII à XXVI.

にその一例を示す。

第13条

リヨン市、その近郊、セネシャル管区で製造される上質のビロード、俗に言う6枚綜統(six lisses)には2種類がありうる。すなわち、quatre poils (poil = パイル経糸)と trois poils であり、これらは60ポルテ(portées、織物1枚あたりの経糸の分量)の地経糸をなす20ポルテの箆(おさ)によって作られる。quatre poils はパイル経糸80ポルテからなり、各ポルテは20本の糸からなる。trois poils は60ポルテのパイル経糸と、60ポルテの地経糸からなり、各ポルテは20本の糸からなる。上述の quatre poils のビロードは箆羽(おさは)に対してパイル経糸8本であり、trois poils の場合は箆羽に対してパイル経糸6本である。ただし、パイル経糸と地経糸は撚糸機で紡いでねじった撚糸であること、糸車で2重にして紡ぎ上げた緯糸を通すこと、よく精錬し、混じりけのない良質な絹糸であること、いかなる節糸を用いることも、その他くず糸からなる類の絹糸を用いることもあってはならないことが条件である。また、これらパイル経糸と地経糸は布の縁から縁までの幅が11/24オンスのビロードになり、証印がつけられる。すなわち quatre poils のビロードは4つの鎖の輪の証印によって、trois poils のビロードは3つの鎖の輪の証印によって示され、上述の布の縁には様々な色がつけられる。深紅色の地経糸、緯糸、パイル経糸からなるビロードに関しては、同色のものと区別するために、布の縁の中央に純金か純銀の線が入る。これら全てについて、違反者には60リーヴルの罰金が科され、商品は没収される³⁰。

これは上質のビロード織りに関する製法および品質保証の証印に関する規則であるが、絹織物の種類に応じて同様の規則が定められている。

³⁰ A.M.L., 1 C 4301, Reglemens et statuts 1667, article XIII.

このように、規約はギルド構成員の連帯や運営方法、身分秩序、製品の品質の保証を定めたものであった。王権は、このギルド規約を制定することを通じて、同業者の秩序維持と工業製品の管理を試みたのである。国家による積極的介入の姿勢は、まずはギルド規約の制定によってあらわされた。

ここで後の規約改定を検討するにあたって、注意しておきたい点がある。はじめに記したように、18 世紀になると親方層内には商取引をおこなう親方商人と織布作業をおこなう親方労働者の階層が存在する。コルベールの規約では、この二つの階層を指し示すにあたって商人と親方、ないし、商人と親方－労働者 *maître-ouvrier*³¹ という単語の組み合わせで言い表される。例えば、規約の第 2 条には「…日曜日、上述の守護聖人の祝祭日に、商人と親方が商品を販売すること、商人がリヨン市やリヨン市外で織物・商品を購入することを…厳禁する」とある³²。また、第 41 条には「手間仕事をおこなうだけの親方や職人、親方の息子や娘を雇う親方は…」という表現で、他の親方のところで手間賃稼ぎの仕事をおこなう親方が存在することが記される³³。ただし、商人と親方ないし親方－労働者にはギルドにおける身分上の区分があるわけではなく、等しく親方としての権利と義務を有する。したがって、絹織物業における取引と製作の分化、あるいは社会階層上の分化はコルベールの規約ではあいまいに処理されている。後の規約改定の主たる争点となったのが、まさにこの商人とその他親方の区分についてである。

2-2 規約の改定

1667 年に制定されたコルベールの規約は、18 世紀前半までに規約全体を再発行した大規模な改定が 1737 年と 1744 年の 2 回おこなわれているほか、一部の条項の付け加え、見直し、削除など部分的な修正を含めると数十回にわたっ

³¹ 例えば A.M.L., 1 C 4301, *Règlements et statuts 1667*, article LII.

³² A.M.L., 1 C 4301, *Règlements et statuts 1667*, article II.

³³ A.M.L., 1 C 4301, *Règlements et statuts 1667*, article XLI

て改定が行われている。改定は主に以下の3点に関するものが多かった。

第一に、絹織物の新技術・新製法に対する統制の増加があり、例えばコルベールの規約では12箇条の規則が存在していただけであったのが、1744年の規約では29箇条に増加している³⁴。17世紀後半に存在していたピロード、タフタ、サテン織りなどの技術に関する規制を定めた条項に、無地織りだけでなく紋織物の技術が向上したことにより、紋様の図柄に関する規制が新たに加えられたほか、ピロード織り技術に関してもより精緻な規制へと条文が変更された³⁵。これらの変更は絹織物の品質の維持・管理とその精緻化を意図したものであったと言える。

第二に、親方身分入手にあたっての規制の変更がある。この点に関する改定についてはさらに二つの傾向が見出せる。ひとつは親方登録時の登録費用の変化である(表1参照)。表1に記したとおり、1667年以降、17世紀末から18世紀前半に親方登録時の費用は6回にわたって改定され³⁶、一時期を除いて徐々に値上げされている。とりわけ1744年の規約による値上げ幅は大きく、親方の息子については6倍以上の金額に跳ね上がっている³⁷。ふたつめの変更点は、リヨン市外部およびフランス国外からリヨンに流入する職人に対する規制の強化である。コルベールの規約においては「リヨン市外部および外国の職人・親方の息子は…(リヨン市で)5年間を働き、(その間に)新しい織物の技法をもたらしした場合…20リーヴルを共同体への納付金として、また別に20ソルを親方資格証明書発行の費用として支払う」ことで親方身分を入手することが定

³⁴ 1744年の規約は、A.M.L., 1 C 704603, Statuts et reglemens pour les fabriques de Lyon, 1744を参照。

³⁵ 紋織物については、A.M.L., 1 C 704603, titre VIII, article II à VI、ピロード織りに関しては、A.M.L., 1 C 704603, article VIIを参照。

³⁶ 表では1737年の規約全体の大改訂・再発行時の登録費も分かるように項目に付け加えているが、1731年の改定によって変更された親方登録費は、1737年には変更されなかった。

³⁷ この親方登録費の値上げに関する詳細とその影響については、鹿住大助「18世紀前半におけるリヨン絹織物工業ギルドの秩序と社会の変容」、pp. 40-47、および pp. 52-54の表とグラフを参照。

表 1：親方登録時の費用の変化（単位リーヴル）

年	息子	職人	結婚
1667 年	0	10	6
1692 年	15	30	15
1707 年	15	60	30
1720 年	10	40	21
1728 年	15	70	36
1731 年	18	76	42
1737 年	18	76	42
1744 年	120	120	80

※列の見出しにある「息子」は親方の息子として親方登録した者、「職人」は正規の徒弟・職人期間を経て親方登録した者、「結婚」は親方の娘または未亡人との結婚により親方登録した者を指す。親方の息子、および結婚による親方資格入手には登録費用の減額のほか徒弟・職人期間の免除の特典があった（徒弟期間免除は親方の息子のみ）。

（出典）Justin Godart, *L'ouvrier en soie*, pp. 160-67、および A.M.L., 1 C 4301; HH 577; HH 579; HH 580 より筆者作成。

められていた³⁸。この費用も漸次値上げされ、1744 年には総額 200 リーヴルへと 10 倍近くになったほか、リヨン市で働かなければならない期間も 10 年へと延長された³⁹。1685 年、宗教的寛容を定めたナント王令の廃止によってプロテスタントの織工が海外に亡命したことに伴い、絹織物技術がフランスから流出し、イギリス・ドイツなどでも絹織物生産が本格化したとされるが、ギルド外への技術流出が問題となるのと同じく、よそ者がギルドに加入することも困難になったのである⁴⁰。

そして第三に、親方商人と親方労働者の区分に関する規約改定がある。18 世紀前半を通じて最も問題になったのがこの区分である。コルベールの規約で確認したとおり、親方層内には主に取引をおこなう商人と、織布をおこなう

³⁸ A.M.L., 1 C 4301, Reglemens et statuts 1667, article XXXV. ただし、親方の未亡人や親方の娘と結婚する場合、5 年間の期間は免除され、登録費用も減額された。A.M.L., 1 C 4301, article XXXVI. なお 1 リーヴル = 20 ソルである。

³⁹ A.M.L., 1 C 704603, titre VI, article I à V. この他、親方作品 chef d'œuvre の提出も義務づけられている。

⁴⁰ なお、コルベールの規約以降、絹織物業ギルド親方はカトリックでなければならないという条文が付け加えられた。

表2：親方商人と親方労働者の区分に関する規約改定の流れ

	1667年	1700年	1702年	1707年	1711年	1731年	1737年	1744年	
取締役 親方数	商人	全体で 6名	全体で 6名	—	—	—	4名	4名	
	労働者		少なくとも 2名は 労働者	—	—	—	4名	2名	
織機 保有 台数	商人	規定 なし	—	4台	—	—	2台	4台	2台
	労働者		—	4台	—	—	4台	4台	4台
徒弟の 受け 入れ	商人	1名	—	—	—	—	受け 入れ 禁止	1名	受け 入れ 禁止
	労働者	1名	—	—	—	—	1名	1名	1名
商人身分の 登録	規定 なし	—	—	登録 義務化 12 livre	登録費 300 livre	—	廃止	登録費 200 livre	

※表中の「商人」は親方商人、「労働者」は親方労働者を指す。1667年の規約では「親方商人」という呼称は用いられていないが、1700年以降の規約改定ではギルドの商人を指す際にこの呼称が用いられる。

(出典) Justin Godart, *L'ouvrier en soie*, pp. 90-91、および A.M.L., 1 C 4301; 1 C 450173; 1 C 702454; 1 C 702458; 1 C 704603, B.N.F., F-22449 より筆者作成。

織工とのふたつの階層が存在する。しかしながら彼らは等しくギルドの親方身分を保有し、そのギルド規約によって定められる権利や義務に違いはなかった。規約改定によってこの階層区分が、最終的にギルド内の身分の違いとなっていくのである。

表2は親方商人、親方労働者のギルドにおける身分上の区分を定めた規約をまとめたものである。親方商人と親方労働者との区分は、表の項目に記したとおり、4つの違いとなって規約に表された。

第一に、その区分は取締役親方数の違いとなってあらわれた。コルベールの規約では取締役親方数は6名とされていた。ところが、1700年の規約改定においては「少なくとも2名は親方労働者」から選ばれることが定められた⁴¹。

親方商人は親方労働者とは取締役親方選出に際して異なる存在と位置づけられたのである。しかも、「少なくとも 2 名」という言葉が示すとおり、取締役親方の過半数を親方商人が占めることが可能であった。この取締役親方数は 1737 年には合計 8 名、親方商人・親方労働者それぞれから 4 名を選出する方式に変更され、数の上では平等となった⁴²。しかし、1744 年には親方商人から 4 名、親方労働者から 2 名とされ、親方商人の優位が確定したのである⁴³。

区分は織機の保有台数と徒弟の受け入れ可能数の制限にも表された。もっぱら織工に織布を外注し、自らは取引をおこなう親方商人にとって、織機の保有や徒弟の受け入れに制限がくわえられたとしても大きな影響はなかった。影響があったのは織布も小規模な商取引もおこなうような独立小生産者の親方であった。織機台数を制限された結果、彼らは自らの事業を拡大することが困難になったのである。また、商人による徒弟受け入れの禁止は、徒弟に織布技術を養成することができないことを意味しており、ギルド内の織布と商取引の分離をはっきりと示す結果となった。

そして、親方商人と親方労働者の身分上の区分を最も明確に定めたのは、商人登録の義務化である。1707 年の規約改定によって、親方のうち原材料の購入や織物の販売といった取引をおこなう者は、12 リーヴルを支払って商人として登録することが定められ、さらに 1711 年には商人登録費用が 300 リーヴルという極端に高い金額に値上げされる⁴⁴。織布をおこなう親方労働者が商人登録費を支払って商人へと上昇する道が狭められたと同時に、独立小生産者の

⁴¹ A.M.L., 1 C 702454, Arrest du Conseil d'Estat du Roy, portant reglement pour la Communauté des marchands & maistres-ouvriers en draps d'or, d'argent & de soye de la ville de Lyon. Des 2 novembre 1700 & 26 decembre 1702, article III.

⁴² B.N.F., F-22449, Statuts et règlement pour la communauté des maistres marchands et maistres ouvriers à façon en étoffes d'or d'argent et de soye, laine, poil, fil et coton de la ville et fauxbourg de Lyon; et pour la fabrique desdites étoffes qui se font tant dans ladite ville et fauxbourgs de Lyon que dans les provinces de Lyonnais Forest et Beaujollois, 1737, article VIII.

⁴³ A.M.L., 1 C 704603, titre II, article I.

⁴⁴ Justin Godart, *L'ouvrier en soie*, p. 90.

親方は高い登録費を支払い、織機・徒弟に関する制限を受けながら商取引を続けるか、織布だけをおこなう親方労働者となるかの二者択一を迫られたのである。1737年に一時的に商人身分の登録が廃止されるものの⁴⁵、1744年には再び復活され、商人は登録費200リーヴルを支払う義務を負ったのである⁴⁶。

2-3 小括

以上のように、コルベールの規約は、国家による手工業への積極的介入政策として位置づけられ、同業者の秩序維持と工業製品の品質管理を意図したものであった。18世紀前半に繰り返された規約の改定は、ギルドの秩序と製作技術の変更を定めたものであった。単にギルド規制が「残存」したわけではなく、ギルド規制の変更を通じて、王権の政策的意図が実際に反映されることになったのである。王権の意図は、規約改定を通じてギルドに介入し、新技術・新製法への統制をおこない、同時にギルドの秩序を変更することによって一方では親方労働者の権利に制限を加え、他方では親方商人にギルドを支配させることであったと推測される。ここでは絹織物商人層にギルドを支配させようと試みた理由は明らかではない。ただし、親方商人と親方労働者の身分上の区分について、王権の政策に一貫性はなかった。上の表2に示したように、1737年の規約では、一時的にせよ商人登録が廃止され、親方商人と親方労働者は対等な立場におかれたのである。王権の固定的意図を見出せないということは、少なくとも18世紀前半における王権－ギルド関係が、王権によるギルドの管理や支配といった観点からだけでは理解できないことを意味している。次章では、このように王権の政策に揺れ動きがみられた商人登録をめぐる規約改定の背景について、改定過程におけるギルドと王権の関係を中心に読み解いていきたい。

⁴⁵ B.N.F., F-22449, Lettres patentes du Roy.

⁴⁶ A.M.L., 1 C 704603, titre VII, article VI.

3 ギルド規約改定の背景と政策決定過程

規約改定の背景を分析するにあたり、はじめに同時代の状況を確認しておきたい。コルベールの経済政策が採用された背景に、経済不況があったことは既に述べた。この不況は 1630 年代から麻織物や毛織物工業を中心に発生し、イギリス・オランダからの上質毛織物の輸入急増とスペイン・レヴァントへの輸出激減、麻織物のスペイン向け輸出減少が同時に起こった。また、フランス・スペイン間の戦争が不況を加速させたことも指摘されている⁴⁷。アンシャン・レジームのフランスはほとんど恒常的とも言える戦争状態にあった。ルイ 14 世期の戦争だけでもフランドル戦争（1667～68 年）、オランダ戦争（1672～78 年）、アウグスブルク同盟戦争（1688～97 年）、スペイン継承戦争（1702～13 年）と長期にわたる戦争を繰り返している。このような長期にわたる臨戦態勢が国家財政を破綻させた結果、王権が戦費を賄うために奔走しなければならなかったということは周知の事柄であるが、戦費の負担はギルドへの臨時の課税によっても賄われた。リヨンの絹織物業もまた例外ではなかった。

3-1 絹織物業ギルドへの課税、借金と商人登録

1709 年 12 月 10 日、王権は戦費調達のために、リヨンの絹織物業ギルドに對して 2 万 9700 リーヴルの課税を命じた⁴⁸。しかし、ギルドにはこの税を支払う能力がなく、取締役親方たちはリヨン市の市政体（商人頭と市参事会員）に借金の許可を求める。市政体は 1711 年 10 月 25 日にこれを許可し、王権に報告する。王権は絹織物業ギルドの借金を承認すると同時に、以下の内容の王令を発行した。

⁴⁷ 服部春彦「アンシャン・レジームの社会と経済」、p. 42.

⁴⁸ A.M.L., 1 C 4301, Lettre patentes portant homologation de l'ordonnance consulaire du 25 octobre 1711 servant de reglement pour la communauté des marchands & maistres ouvriers en soye de la ville de Lyon, du 31 octobre 1712 の中にこの命令について記されている。

…1711年11月1日以降、リヨンの絹織物業の親方、あるいは親方労働者の息子で、今後彼ら自身の計算で働いたり、働かせたり、織布をしたり、織布をさせることを望む者は、作業を始める前に共同体の事務所で保管される名簿に登録しなければならない。登録にあたって、親方は300リーヴルを、親方の息子は200リーヴルを支払わなければならない。また、これらの者は20歳に達していなければならない。各違反者には商品の差し押さえと罰金60リーヴルが科される⁴⁹。

この条文が既存の規約に追加され、先に述べた商人登録費の値上げがなされた。この背景には、王権による戦費調達のための課税と、その支払いのためのギルドによる借金、そして借金返済のための措置としての商人登録費の極端な値上げがあった。ギルド親方が借金の許可を市政体に求めたことをふまえ、王権は市政体の命令を承認すると同時に、借金返済方法の指示を規約の改定によって示したのである⁵⁰。

また、これに先立つ1707年にも、絹織物業ギルドの取締役親方は総額1万9545リーヴル17ソルの借金の許可を王権に申し出た⁵¹。王権はこれを許可する代わりに、借金の返済のために今後は徒弟・職人・親方登録の費用を値上げすること、および商人は毎年12リーヴルを支払わなければならないことを命

⁴⁹ A.M.L., 1 C 4301, Lettre patentes du 31 octobre 1712.

⁵⁰ あわせて、毎年おこなわれる取締役親方による各親方の仕事場への視察に際して、25リーヴルを支払うことなども定められた。A.M.L., 1 C 4301, Lettre patentes du 31 octobre 1712.

⁵¹ その理由と内訳は、度量衡監査・視察官事務所 offices de contrôleurs & visiteurs des poids et mesures の廃止に1万リーヴル、徒弟証明書書記官事務所 offices de greffiers des brevets d'apprentissage の合併に7768リーヴル10ソル、利息として1776リーヴル16ソルを支払うためである（借金の総額と1ソル合わないが、史料上に記載されたとおりである）。官職名からおよその職務内容は推測できるが、これらの事務所がどのような権限をもっていたのか、絹織物業ギルドがなぜそれらの廃止と合併に関わる費用を支払わなければならなかったのか現在のところ調査中である。

じたのである⁵²。

1714 年から 1738 年までの会計報告によれば、絹織物業ギルドの共同体の収入として計上される金額には毎年度 3500 リーヴルから 8 万 8000 リーヴル（借入金を含む）まで幅がある⁵³。それでも、2 万から 3 万リーヴルの大金は当然一度に支払える金額ではなく、借金によって賄われなければならなかった。ギルド側から借金の許可を求める請願がおこなわれ、王権はギルドによる返済を可能にするという名目で商人登録を義務化し、1711 年には極端に高い金額に設定したのである。

高額の商人登録費を支払わなければならなくなった親方たちは、国王に対して繰り返し請願をおこなう。次節ではその内容を分析し、さらなる規約の改定にどのようにつながったのかを検討したい。

3-2 1731 年 5 月の王令とギルド親方の反応

1731 年 5 月 8 日、王権は絹織物業ギルドに対し、商人身分が徒弟・職人を雇うことを禁止し、2 台以上の織機を保有してはならないこと、自分と息子以外を雇って織機を動かしてはならないことを命じた。同時に、親方労働者は 4

⁵² A.M.L. 1 C 4301, Extrait des registre du Conseil d'Etat sur requête présentée au Roy en son Conseil par les maîtres & gardes de la communauté des marchand & maîtres ouvriers en draps d'or, d'argent & de soye de la ville de Lyon, contenant &c, 9 août 1707.

⁵³ A.M.L., HH 525, Etat general de la recettes et depenses faite par la commune suivant lapurement des comptes des gereuns ou maitres gardes depuis lannee 1714 jusqu'en 1738. なお、ギルドの収入の大半を占めるのが商人・親方・職人・徒弟の各身分の登録費である。1714 年度から 1738 年度までに共同体が徴収した商人登録費の総額は 21 万 2814 リーヴル 7 スー 6 ドゥニエであり、この間のギルドの収入総額 99 万 2996 リーヴル 7 スー 5 ドゥニエの約 23% を占める。ただし、会計報告上では次年度への繰越金も収入として計上されているため、年度ごとの純粋な収入金額のみで計算すれば、商人登録費が収入に占める割合は約 31% となる。その他身分の登録費の合計が 22 万 1058 リーヴル 8 スー 10 ドゥニエであることから考えれば、商人登録の義務化と 1711 年の値上げによってギルドの主たる収入源は倍になったとみなすことができる。なお 1 リーヴル = 20 スー、1 スー = 12 ドゥニエである。

台まで織機を保有し、これまでどおり徒弟と職人を働かせることができることも記された⁵⁴。既に述べたとおり、商人身分の織機保有台数や徒弟に制限が加えられることは、高額な商人登録費を支払いながら、織布と小規模な商取引をおこなわなければならない独立小生産者の親方層を、一層困難な状況に追いやることになった。

この王令に反対するギルドの親方たちは請願書を国王と国务会議宛に送った⁵⁵。請願書の送り主は「リヨン絹織物業の商人－親方労働者」となっているが、内容から判断するに、恐らく独立小生産者の親方と織布のみをおこなう親方労働者が送り主であろうと推測される。

彼らがまず反発したのは、同王令の「…この決定が発行された日を含めて1ヶ月以内に、リヨンの絹織物業の親方労働者と商人は、リヨンの書記官事務所 Bureau du Secretariat において、親方労働者あるいは親方商人の身分を選択しなければならない…⁵⁶」という文言である。請願書では「リヨンの絹織物業における商人身分は決して親方身分と区別されるものではありませんでした。この団体のあらゆる構成員は同じ許可証、同じ特権、同じ規約を有しております。親方労働者は彼らの稼業、財産に釣り合った商売を全く自由におこなうことができたのです⁵⁷」と述べられ、その根拠としてコルベールの規約第49条の一節が引用される。「…上述の身分で働き、また働かせる商人と親方は販売や購入、交換、小売りすることができる…⁵⁸」と。1730年代には、商人身

⁵⁴ A.M.L., 1 C 702458, Arrest du Conseil d'Etat du Roy concernant les maîtres ouvriers & marchands d'etoffes d'or, d'argent & de soye de la ville de Lyon du 8 may 1731.

⁵⁵ A.M.L., 1 C 450158, Au Roy, et a nosseigneurs de son Conseil. この請願書には日付が付されていないが、「先月5月の決定が…」という文言から1731年6月に作成されたものと推測される。

⁵⁶ A.M.L., 1 C 702458, Arrest du Conseil d'Etat du Roy du 8 may 1731.

⁵⁷ A.M.L., 1 C 450158, Au Roy, et a nosseigneurs de son Conseil.

⁵⁸ A.M.L., 1 C 450158, Au Roy, et a nosseigneurs de son Conseil. なおコルベールの規約に当該条項があることも確認できる。A.M.L., 1 C 4301, Reglemens et statuts 1667, article XLIX.

分と区分された親方にとって、コルベールの規約は自らの論拠を正当化するために参照されるテキストになり、回帰すべき秩序になっているのである。

そして親方たちは大商人 *gros marchand*⁵⁹ がいかにギルド内で横暴に振る舞っているのかを告発する。「(大商人たちは) 親方労働者たちを集会から締め出し、共同体の資金に関する情報を奪い、役職から排除し、織布の価格について横暴に取り決め、強固な相互依存関係に立ち戻ることなく親方労働者を服従させるために、彼らが長い間熟考してきた止めの一撃を加えたばかりです…商人の奴隷となり、商人の貪欲さによって定められた価格を受け入れなければ仕事がなくなって落ちぶれていくだけであるのに、誰が親方身分を入手するためにこの(徒弟・職人期間の) 10 年間で捧げるでしょうか」。この結果、徒弟・職人は海外の絹織物業へと流出し、親方たちは競争心を失い、卑しい報酬目当てで働くことを強いられており、絹織物業は衰退するだろうと訴える。さらに、大商人たちが規約に反して親方労働者を招集せずにギルド集会を支配していること、共同体の資金を自らの意のままに使用していることを告発している⁶⁰。

2 万 9700 リーヴルの借金と商人登録についても意見を表明する。「陛下の曾祖父であられる故国王(ルイ 14 世) は長期にわたる戦争状態の維持を強いられ、臨時の金銭的援助を命じることを余儀なくされました。絹織物業は総額 2 万 9700 リーヴルを課税され、大商人たちは…絹織物業には資金がないことを説明し、借金の許可を求めました。同時に、借金の返済のために、商人になることを望む各親方に対して、入会時に合計 300 リーヴルを要求し、各親方織工につき年額 25 リーヴルの視察費を支払わせる必要があることを彼らは吹き込んだのです。このことは 1712 年 10 月 31 日の開封王状によって承認されました。…この開封王状は以下の制限付きで高等法院に登録されました。『共同体ないしその一部の負債について返済がなされた後には、上述の王状で述べられ⁵⁹ 通例卸売商人と誤される *marchand en gros* ではなく、本請願書上では *gros marchand* と表記されている。また卸売りか小売りの区別ではなく、少数のギルドの支配層を意味すると判断されるのでここでは大商人の誤をあてておく。

⁶⁰ A.M.L., 1 C 450158, Au Roy, et a nosseigneurs de son Conseil.

た税を廃止するか、それを減額するという条件つきで』と⁶¹。そして、1713年以降、現在までに800人以上の商人が登録費を支払っており、既に24万リーヴルが共同体のふところに入っているはずだと主張する⁶²。さらに「負債を返済するために導入され、まったく陛下の利益にならないような課税を続けることは正当ではありません」と述べて商人登録の廃止を訴える。ギルド親方たちは、これまでの規約を確認することで自らの正当性を訴え、大商人によるギルド支配を止めさせるために、王権による介入を求めたのである。

これに対し、1731年8月13日、絹織物業ギルド親方の集会が開催され、請願書への反対意見が議事録として残される。議事録の冒頭には、集会は8月11日にリヨン市の商人頭による開催の承認を受け、43名の商人親方製造業者 *marchands maitres fabriquans* が出席したことが記されている⁶³。集会参加者たちは、まず、「…国王は、労働者の身分が商人のそれとは異なることを命じた先の5月8日の王令を国務会議に下した…我々のうちの誰一人としてこの王令を懇願したり、それに反対した者はいない。…しかし、…商人労働者 *marchands ouvriers*⁶⁴ はこの王令が自らの利益に反するものであるとみなし、請願書を作成し、王権に訴え出た。請願書によれば、我々は途方もない野心をもって王令を求め、国務会議に（王令の承認を）強制した者たちである⁶⁵」という誤解を受けていることを主張する。また、「…商人頭は好意か

⁶¹ A.M.L., 1 C 450158, Au Roy, et a nosseigneurs de son Conseil. 高等法院が王令に伏した条件は、A.M.L., 1 C 702456, Extrait des registres du Parlement で確認できる。

⁶² 1713年以降の商人登録者数を確認できる史料は発見されていないが、ギルドの会計報告書に基づいて計算すると、1714年度から請願書作成の前年1730年度までの商人登録費は17万3396リーヴル7スー6ドゥニエである。A.M.L., HH 525, Etat general de la recettes depuis l'annee 1714 jusqu'en 1738. 彼らが主張する24万リーヴルとは異なるが、親方の息子は200リーヴルに減額されることを考慮に入れば800人という商人登録者数は誇張ではないかもしれない。なお、請願書では大商人たちはギルドの会計報告をきちんとおこなっていないとも訴えられている。

⁶³ A.M.L., HH 571, Livre des délibérations de la Communauté du 11 may 1730 au juillet 1732. 集会の開催にあたっては、必ず市政体の許可を得なければならなかった。また集会の議事録は公証人が清書し、市政体と国王国務会議に提出され、承認を受けなければならなかった。

らこの集会を承認しただけでなく、5 月 8 日の王令が製造所視察官 *inspecteur manufacture* の覚え書きに基づいて制定されたことを教示し、その覚え書きの閲覧を許した⁶⁶」とあるように、この集会がリヨンの商人頭によって認められた合法的集会であることを繰り返し主張し、商人頭の支持が自分たちの側にあることを強調しようとする。

彼らによれば、「…5 月 8 日の王令には、絹織物業にとってより有益な規定が含まれていると考えており、…我々は…この王令の批准や撤回を辛抱強く、従順に待つだけの公平さや平穏を希求する心を十分に備えている」が、「我々の同業者による請願書が…我々の評判や名誉を傷つける」ものであるため、これに応える必要があった。しかし、議事録には先の請願書にみられた「大商人の専横」という主張への具体的な反論はみられず、請願書のために彼らが苦悩させられていること、罵詈雑言によって彼らへの偏見が公にもたらされるであろうことが述べられるばかりである。

このように、請願書に反対する勢力は、彼らの集会が市政体によって承認を受けた合法的なものであり、商人頭の支持があることを強調した。そうすることで、自らが絹織物業ギルドを代表していることを主張し、請願書を作成した親方たちを非合法的な一部の勢力として退けたのである。ただし、請願書と異なり、彼らは王権や市政体による介入と争いの調停を要求しておらず、自らの名誉やギルド内での地位を脅かす主張を批判するにとどまっている。すなわ

⁶⁴ リヨンの絹織物織工や商人を指し示す単語は 18 世紀の史料上に複数存在しており、この議事録に記される「商人親方製造業者」や「商人労働者」が具体的にどのようなカテゴリーの人々を示す単語であるのか明確ではない。ただし、先の請願書の内容を考慮すれば、後者は恐らく自ら商取引も行うが、商人の発注を受けて織布仕事も行う親方のことではないかと推測される。これに対して、前者は先の請願書の批判の対象となった「大商人」と利害の一致する商人層であろう。

⁶⁵ A.M.L., HH 571, Livre des délibérations de la Communauté du 11 may 1730 au

juillet 1732.

⁶⁶ A.M.L., HH 571, Livre des délibérations de la Communauté du 11 may 1730 au juillet 1732. この *inspecteur manufacture* がどのような役職であり、いかなる職務を遂行したのかは分からない。本稿ではさしあたり製造所視察官という単語の直訳をあてておく。

ち、18世紀前半の規約改定によってギルド内での商人身分を保証された勢力にとっては、既存の秩序を脅かされないことが重要なのであった。

1737年10月1日、絹織物業ギルドに対してコルベールの規約以降に追加・修正された条文を含み、さらに内容を全面的に改定した新たな規約が発行される⁶⁷。この208条からなる規約においては、請願書を提出した親方たちの主張がほぼ全面的に認められた。規約の第60条には、親方たちが請願書で引用したコルベールの規約第49条の条文が、新たな文言が付け加えられた上で再掲された。

第60条

あらゆる親方が、その同業者である上述の共同体の親方以外の者のために手間仕事をおこなうことは、同じ罰をもって禁じられる。さらに、上述の親方全ては、この規約によって定められた製法のあらゆる織物を、自身で使用するためであろうと商売のためであろうと、発注者や商人、その他の者に区別なく製作したり、あるいは製作させたりすることが認められる。また、下記の条文に規定される内容に従って製作されたものであれば、それらを販売、購入、交換、小売りすることが許可される⁶⁸。

ギルドの親方身分であれば、商取引も織布もおこなえることが再び確認されたのである。この他、親方商人と親方労働者の区分は残ったが、それぞれから選出される取締役親方数は同数になったほか⁶⁹、織機台数・徒弟数にも違いはなくなった⁷⁰。

⁶⁷ B.N.F., F-22449, Statuts et règlement 1737.

⁶⁸ B.N.F., F-22449, Statuts et règlement 1737, article LX. ここで「同じ罰」とあるのは、第59条と同じ罰であり、すなわち商品の差し押さえと罰金200リーヴルである。

⁶⁹ B.N.F., F-22449, Statuts et règlement 1737, article VIII.

⁷⁰ B.N.F., F-22449, Statuts et règlement 1737, article XXXI, LIX. ただし、親方商人は自らの仕事場に織機が3台以上なければ徒弟を雇ってはならなかった。

規約を発行した開封王状には「…（商人登録費の徴収）が認められたのは特別の配慮によるものであるが、リヨンの絹織物業を完全ならしめるために必要であったとはいえ、工業に損害を与え、また競争心を喪失させたのである…1712 年 10 月 31 日の開封王状に…反することになるが、余は、上述のリヨンの絹織物の親方商人および親方労働者の共同体の取締役親方たちに対して、今後上述の商人登録費を徴収することを固く禁じる」と述べられ⁷¹、商人登録も廃止された。この文言は、まさに 1731 年の請願書で訴えられた内容である。

このように、1737 年の規約は親方たちの訴えをほぼ全面的に受け入れたものであった。王権は彼らの請願によって、ギルド規約を変更することを選択したのである。

3-3 小括

以上のように、リヨンの絹織物業ギルド規約は 17 世紀の不況に対する国家の経済政策（コルベルティスム）によって制定された。その後、18 世紀前半に繰り返し改定された原因のひとつには、長期にわたる対外戦争があった。ギルド親方たちは戦費負担の課税のために借金の許可を王権に訴え、王権はギルドの借金返済のために、規約を改定して商人登録制度を付け加えたのである。しかし、後に商人身分のギルド支配に反対する親方から請願書が提出されると、王権は請願を受け入れて再び規約を改定し、商人登録を廃止した。このように、18 世紀前半における王権の政策は、ギルドに対して一方的に押しつけられたものではなく、ギルド側の訴えに応じて作り出されていくものでもあった。

政策決定の過程では、ギルドの親方の独立小生産者的親方層と商人層は互いの利害を主張し合った。前者は少数の大商人によってギルド全体が専横的に支配されており、王権による介入が必要であることを訴えたが、後者は公式の制度における自らの正当性を主張し、権力による介入を求めなかった。1737 年

⁷¹ B.N.F., F-22449, Lettres patentes du Roy.

には王権は前者に有利な規約を制定したが、これは独立小生産者の親方が勝利したことを意味するのではなく、王権が繰り返しギルドに介入し続けた18世紀前半の文脈から理解する必要がある。リヨンの絹織物業ギルドを例にとった場合、国家による積極的介入とは、まず王権によるギルド規約の改定を意味しているが、それは同時に、介入を要請するギルド側の訴えと国家がおかれた社会・経済状況に応じて実行にうつされたのである。

1744年、リヨンの絹織物業ギルドに対して新たな規約が発行された⁷²。全183条からなるこの規約は、もはや親方商人と親方労働者のギルドにおける対等な立場を保証するものではなかった。1737年の規約は破棄され、再び商人登録が義務化されたほか、ギルドにおける親方商人身分の優位が確認されたのである。親方労働者はこれに反対して大規模なストライキと示威行動をおこなう⁷³。一時、1744年の規約が撤回されたことを受けてストは鎮静化するが、1745年1月、1744年の規約を復活させると同時に、王権は軍隊を派遣して親方労働者の運動を取り締まり、首謀者を投獄する。ギルドへの国家による積極的介入とは、規約改定による制度の変更と、軍事力の行使を伴うものであった。

4 おわりに

同業者の秩序維持と工業製品の品質管理を意図して制定された1667年のコルベールの規約は、18世紀前半に對外戦争と絹織物業ギルドにおける親方層の階層分化をふまえて繰り返し改定されていった。この過程において、ギルド親方と王権は、それぞれ背景にもつ社会・経済の状況に応じて、請願行為と規約改正をおこない、それが国家の政策として実行にうつされたのである。この限りにおいて、アンシャン・レژیーム経済の特徴とされる国家による積極的介入の実態は、政策決定者たる王権と同業者の団体との相互の関係性において把

⁷² A.M.L., 1 C 704603, Statuts et reglemens 1744.

⁷³ 本稿では詳述できないが、1744年の親方労働者によるストライキについてはJustin Godart, *L'ouvrier en soie*, pp. 279-291を参照されたい。

握されなければならない。

本稿の課題からは外れるが、以上の論点をふまえれば、フランス革命期のギルド制廃止は、王権と中間団体との関係性にもとづく政策決定過程を変更したといえる。18 世紀前半に請願書を作成し、王権による介入を訴えた親方たちは、1731 年 5 月の王令を施行すれば「…陛下のご意向に反して、絹織物工業を破滅させる結果を招き、陛下の利益を害する」ことになり、「王国の名誉のひとつであり、また諸外国の賞賛にも等しい嫉妬をかきたてる絹織物工業の衰退を必ずや導くでしょう…⁷⁴」と述べ、絹織物業ギルドの存在意義を王権にとっての経済的重要性に求めることで、自らの主張に公共的価値を与えようとした。これに反対する勢力は、定められた手続きに則って開催された集会であり、彼らの勢力こそが公式に認められていることを主張した。両者の要求は異なるが、いずれの側においても、王権を中心とした政治・経済秩序の中に絹織物業者の団体が位置することで、自らの公共的価値に基づく要求をおこなったのである。これに対して、18 世紀末の革命は、王権とギルドの両方を否定することで、公共性の源泉を変更したとみなすことができる。自律的な個人からなる市民的公共圏の誕生に、ギルドに代表される中間団体と国家権力とのつながりを制度的に断ち切ることがどのように関与したのかを論じることでもできるだろう⁷⁵。

ただし、本稿では十分に議論できなかったが、王権は介入にあたって軍勢力を行使しえたことも考慮に入れなければならない。武力が行使された 1744 年以降、18 世紀後半におけるリヨン絹織物業ギルドと国家の関係がどのように変化していったのかを明らかにすることは、今後の課題として残る。また、本稿では一地方都市のギルドを事例として取り上げるにとどまっているが、他都市・他業種のギルドの事例を比較検討することで、王権の政策の全体像を明ら

⁷⁴ A.M.L., 1 C 450158, Au Roy, et a nosseigneurs de son Conseil.

⁷⁵ この点については、Steven L. Kaplan, Philippe Minard éd., *La France, malade du corporatism ? XVIIIe-XXe siècles*, Belin, 2004 におけるフランスのコルポラティズムと共和主義に関する議論を参照。

かにすることができるだろう。さらに、ギルドの運営や規約の制定には、王権だけでなく、市政体や地方長官、高等法院をはじめとする司法権力が関与していた。これら諸権力とギルドとの関係を明らかにすることでアンシャン・レジームの社会秩序の構成を論じていきたい。以上の課題を論じることで、フランス革命以降の近代への展望を具体的に導き出したいと考える。

(かずみ・だいすけ)

(2007年9月25日受理)